

固定資産税（家屋）の減額・減免

問い合わせ 資産税課家屋係

住宅の改修に対する減額

Table with 4 columns: 減額内容, 減額要件 (※1), 必要書類, 備考. Rows include 耐震改修, バリアフリー改修, and 省エネ改修.

※1 税制改正により、減額要件等が改正される場合があります。
※2 証明書の発行者は次のとおりです。①建築士事務所...
※3 長期優良住宅の認定を受けた場合のみ必要です。

新築住宅に対する減額

住宅を新築した方には、固定資産税額を算定するための家屋調査の際、申請方法をご説明します。
減額内容 住宅部分のうち120㎡までの固定資産税額を2分の1

Table with 3 columns: 住宅の種類別, 減額期間. Rows for 一般の住宅 and 認定長期優良住宅.



災害で被害を受けた家屋に対する減免

土砂災害、水害、雪害、火災などの災害により、固定資産税が課税されている家屋に重大な被害があった場合は、その程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免される制度があります。ただし、雨どいやガラスなどの軽微な破損は対象となりません。
減免を受けるには、現地調査が必要となりますので、資産税課へご連絡ください。



補助率 経費の2分の1以下
(軸組工法2階建て以下)
対象 所有者がみずから居住する戸建て木造住宅
ご相談ください。
※詳細は、市ホームページをご覧ください。

市内の木造住宅(昭和56年5月以前に建築の住宅)の耐震診断と耐震改修について、費用の一部を補助しています。
事前相談時の持ち物 家屋所在地、所有権、建築確認年月日等が確認できる書類(建築確認申請書等)▽平面図
※耐震改修の場合は、診断結果報告書もお持ちください。

木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用を助成

犬の飼い主には、飼い犬の登録、年1回の狂犬病予防注射の接種と届け出、鑑札と注射済票の装着が法律で義務づけられています。
手続き・費用
▽飼い犬の登録・3千円
▽飼い主・飼い犬の所在地変更、飼い犬の死亡の届け出・無料
▽狂犬病予防注射済票の交付・550円
※注射代等は、動物病院へお問い合わせください。
※動物病院が発行する注射済証をお持ちください。
環境政策課 問い合わせ

飼い犬の登録、狂犬病予防注射の接種と届け出

市民であることが分かるもの(運転免許書等)をお持ちのうえ、清掃リサイクル課(市役所5階)へ申請し、手数料2千円をお支払い、手数料2千円をお支払い、飼い犬の骨はお返しできません。
祝日、年末年始を除く月曜日、ご自宅へ引き取りに伺うこともできます。清掃リサイクル課へご連絡ください。
※引き取り時に手数料4千円をお支払いください。
お問い合わせ 清掃リサイクル課 清掃係

飼っていた動物の火葬

※大型犬の場合は、事前に火葬場へご連絡ください。
※火葬後の骨はお返しできません。

お詫びと訂正
広報おうめ11月1日号5面掲載「小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進ポスター&キャッチフレーズコンクール入賞者発表」のうち、キャッチフレーズコンクール優秀賞入賞者氏名に誤りがありました。正しくは、島崎奈胡さんです。お詫びして訂正します。
お問い合わせ 清掃リサイクル課

資源物の回収
水曜日は、資源物の行政回収の日です。
※地域等で実施する集団回収を優先的に利用しましょう。
※新聞、折込チラシ、雑誌、雑紙、ダンボール、飲料用紙パックは、雨の日でも出せます。ビニール袋等には入れないでください。
第1水曜日：新聞、折込チラシ
第2水曜日：雑誌、雑紙
第3水曜日：ダンボール、飲料用紙パック
第4水曜日：繊維類
▽種類ごと(繊維、かばん、靴、ベルト、ぬいぐるみ)に分け、透明または半透明の袋に入れて出してください。

資源物の回収
お問い合わせ 清掃リサイクル課
※汚れや傷みがひどいもの、ぬれているものは回収できません。
▽ぬれると資源化できないため、雨の日に出すのは控えてください。
事業系ごみの排出
事業系ごみ(事務所や店舗等の事業所から排出されるごみ)は、住宅兼事業所の住宅部分のごみを除き、家庭系一般廃棄物指定収集袋では出せません。
☆燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ：1回の搬出量が指定収集袋の大袋3袋以内(小袋6袋以内)の場合は、事業系一般廃棄物指定収集袋を用いて出せます。大袋4袋以上の場合、青梅市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。
☆粗大ごみ、産業廃棄物、廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

資源物の回収
お問い合わせ 清掃リサイクル課
※汚れや傷みがひどいもの、ぬれているものは回収できません。
▽ぬれると資源化できないため、雨の日に出すのは控えてください。
事業系ごみの排出
事業系ごみ(事務所や店舗等の事業所から排出されるごみ)は、住宅兼事業所の住宅部分のごみを除き、家庭系一般廃棄物指定収集袋では出せません。
☆燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ：1回の搬出量が指定収集袋の大袋3袋以内(小袋6袋以内)の場合は、事業系一般廃棄物指定収集袋を用いて出せます。大袋4袋以上の場合、青梅市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。
☆粗大ごみ、産業廃棄物、廃棄物処理業者に処理を依頼してください。